

合意書

株式会社AMBITION（以下、甲という）と適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者機構日本（以下、乙という）は、下記事項につき合意する。

記

第1条 甲は、消費者（以下、賃借人）との間で定期建物賃貸借契約（以下、当該契約という。）を締結するに際し、下記の趣旨の意思表示を行わないことを約束する。

- (1) 「賃借人が下記①から④のいずれかに該当したときは、甲は催告を要せずただちに当該契約を解除することができる。」という趣旨の意思表示
 - ① 賃借人に対して差押・仮差押・仮処分・強制執行があったとき。
 - ② 賃借人が死亡、破産・民事再生手続開始の申立、後見・補佐・補助開始の審判決定を受けたとき。
 - ③ 賃借人が実刑と執行猶予を問わず禁固刑以上の刑の言い渡しを受けたとき。
 - ④ 賃借人が当該契約に定められている通知義務に違反したとき。
- (2) 「賃借人が死亡した場合で承継人が賃料の支払能力に関する資料（年収に関する資料、預金残高等に関する資料）を提出しない場合には、甲は催告を行なった上で本契約を解除することができる。」という趣旨の意思表示
- (3) 「賃借人が死亡しその承継人が当該契約の継続を望む場合であって、当該承継人が甲に対し賃料の支払能力に関する資料（年収に関する資料、預金残高等に関する資料）を提出した後に、賃借人の承継人による当該契約の承継を甲が認めなかった場合、当該契約は甲が当該承継人に当該決定を通知した日から2か月後に当然に終了する。」という趣旨の意思表示
- (4) 「賃借人が死亡した場合において、賃借人の承継人の属性や資力その他の事情等に鑑み当該契約を継続することが困難であると合理的に認められるときは、甲は2か月の予告期間をもって当該契約を解除することができる。この場合、予告期間に満了と同時に当該契約は終了する。」という趣旨の意思表示
- (5) 「賃貸借期間中に甲が賃借人に対する予告をもって当該契約を解除できる」という趣旨の意思表示

第2条 甲は、自らの従業員等に対し、従業員等が本合意書第1条の表示を行わないよう、適切な研修、指導を行うなど、必要な措置をとるものとする。

第3条 甲が前掲第1条に違背したことが判明した場合は、甲及び乙は次の措置をとるものとする。

- (1) 再発防止のため、甲は違背した内容及び同違背行為に対して講じた措置を従業員等に周知する。
- (2) 乙は甲の違背行為について、乙のウェブサイトに掲載して公表する。
- (3) 甲及び乙は、必要に応じ、再発防止に向けて協議を行い、双方合意の上、新たな合意書を締結する。

第4条 乙が本合意書の履行内容を確認するために、甲に対してその確認のための協力を求めたときには、甲は必要な協力を行うものとする。

第5条 甲および乙は、本合意書に記載した以外、何らの事項についても合意していないことを確認する。

甲及び乙は本合意書面を2通作成し、各書面に記名・押印のうえ、各自がそれぞれ1通を保管する。

2020年3月28日

甲) 東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号
株式会社 AMBITION 代表取締役 清水 剛

乙) 東京都千代田区六番町15 プラザエフ6階
適格消費者団体・特定非営利活動法人
消費者機構日本 代表理事 佐々木 幸孝